**海外との比較で考える「攻めの福祉」の可能性**

**―フランスの家庭経済ソーシャルワーカーの実践にみる「攻めの福祉」**

**佐藤　順子(佛教大学　専門職キャリアサポートセンター　専任講師)**

１．家庭経済ソーシャルワーカー(Conseillère en économie sociale et familiale :CESF)とは？

①フランス独自の社会福祉職(国家資格)のひとつ

・**定義：生活における課題の解決を支援するために、成人に対する教育と情報提供に協力するソーシャルワーカー。**

**専門的な活動は、他のソーシャルワーカーとの協働による社会福祉活動の枠に組み込まれる**(1973年)

②「家庭科教員」からソーシャルワーカーへ

・1960年代後半以降、フランス社会では多重債務問題、銀行口座およびローン問題、失業および職業復帰の問題などの現象が顕在化

・生活困窮者の増加に伴って、経済的支援である手当などの現金給付だけでなく、さまざまなタイプの支援が求められるように

③資格成立の背景には

・**従来型「家庭」の変容と女性の意識変化**により、「家庭科教育」が経済や社会の変化にそぐわなくなり、CESFという新しい職業が誕生

２．職場と仕事の方法は？

①従前は、家族手当金庫(各自治体にある全国組織。家族手当の給付と育児支援サービス等を行う)が職場の中心だったが、近年ではフードバンクや低家賃住宅公団、マイクロクレジット機関、行政の成年後見機関など幅広い職場に展開されている

②アシスタン・ソシアル(行政の福祉事務職)やエデュケーター(児童支援を専門とするソーシャルワーカー)と連携しながら対象者・家族への伴走支援を行う

③**さまざまな職場で働くCESFがハブになって各種の制度申請を援助する**

３．具体的な業務とは？―家庭内に踏み込んだソーシャルワーク

①家計の管理支援

②**借金・滞納問題の解決支援－低家賃住宅入居者の家賃滞納支援や多重債務委員会への参加**

③食生活・食事指導や光熱費を抑えるための暮らし方支援

④家族手当金庫からの要請による家族手当などの適切な支出支援

⑤成年後見業務

**…背景には、家族手当に象徴されるように、金銭給付だけでなくソーシャルワークが支援の両輪という社会の認識**

４．日本への示唆

①「申請主義」を本人または代理人の申請を出発点とした福祉サービスの開始と捉えると…

・日本では、条件付きながらも、措置(行政処分)による生活保護開始や乳児院、児童養護施設や養護(特別養護)老人ホームなどへの入所が可能

②一方で、フランスでは具体的な支援契約に基づいた支援が通例

・フランスのRSA(活動的連帯所得手当・最低生活を金銭面で保障)受給に際しても、

**本人と行政(ソーシャルワーカー)との間で支援契約が結ばれる**

・自ら申請できない人は、成年後見制度を利用し、裁判所から後見人に付与された代理権に基づいてCESFが申請を行い、本人の意思を尊重しつつ、本人に代わって支援契約を結ぶ

・現状では、特に生活保護に見られるように、**パターナリズム(権威的ソーシャルワーク)が支援を受けている側にスティグマを生んでいる**

**→結果的に「申請しにくさ」につながる**

・**申請による支援契約を結ぶことのメリット…パターナリズムの排除**

**→「申請を阻む要因」としてのスティグマの解消を目指す必要がある**

**ご清聴ありがとうございました。**

